

広島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和七年五月七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三次町字中所一〇一七六番 <sub>ニ</sub> 地先から 三次市三次町字中所一〇一七六番 <sub>ニ</sub> 地先まで	三〇・三〇 三七・五〇	二六・九〇 二九・二〇		三五・七〇	
	三五・七〇				拡幅